

令和4年第3回三朝町教育委員会定例会 日程

と き：令和4年3月29日(火) 午後2時～

ところ：三朝町総合文化ホール1階 山村振興対策室

1 開 会

2 前回議事録承認 村岡委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 令和4年度準要保護児童生徒の認定について
- (3) 通級指導教室の指導終了及び継続希望について
- (4) 社会教育課事業について
- (5) 図書館事業について

5 議 事

- 議案第9号 三朝町教育委員会公告式規則の一部改正について
議案第10号 三朝町教育委員会会議規則の一部改正について
議案第11号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について
議案第12号 三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について
議案第13号 三朝町共同学校事務室運営要綱の一部改正について
議案第14号 県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領の設定について
議案第15号 三朝町心の教室相談員の任命について
議案第16号 三朝町社会教育委員の委嘱について
議案第17号 令和4年度小中学校校医等の委嘱について
議案第18号 令和4年度小中学校職員等の配置について
議案第19号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について
議案第20号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和4年4月 日() : ~ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
【3月】			
3月2日	(水) 9:30-	校長会	
	10:30-	第2回共同学校事務室協議会	
3月4日	(金) ~18日	第3回三朝町議会定例会	
3月5日	(土) ~6日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月8日	(火) ~9日	県立高校一般入試	
3月10日	(木) 14:00-	第1回教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
3月11日	(金) 9:30-	中学校卒業式 54名	文化ホール
3月11日	(金)	令和3年度末教職員人事学校長内示	
3月16日	(水) 15:30-	第5回三朝町コミュニティ・スクール準備委員会	
3月17日	(木)	県立高校一般入試【発表】	
3月18日	(金) 9:30-	小学校卒業式 57名	
		中部子ども支援センター修了式	
3月24日	(木)	小中学校修了式	
3月29日	(火) 14:00-	第3回教育委員会定例会	文化ホール
【4月】			
4月7日	(木) 9:30-	校長会	
4月8日	(金) 9:30-	小中学校始業式	
	~14日	ふれあい運動	
4月11日	(月)	小中学校入学式(午前:小学校、午後:中学校)	
4月15日	(金)	県市町村教育行政連絡協議会	白兔会館
4月18日	(月)	小学校PTA総会	
4月19日	(火)	全国学力・学習状況調査	
4月20日	(水)	中部スクラム教育連絡協議会	
4月22日	(金)	中学校PTA総会	
4月26日	(火) ~27日	小学校6年修学旅行	

- ・とっとり学力・学習状況調査 中学校5月9日、小学校5月10日
- ・中学校2年トライワーク 5月10日~13日
- ・中学校3年修学旅行 5月11日~13日
- ・中学校1年三徳山登山 5月12日~13日
- ・小学校運動会 5月21日
- ・小学校5年船上山宿泊学習 6月2日~3日

報告事項(2)

令和4年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和4年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(3)

通級指導教室の指導終了及び継続希望について

次のとおり通級指導教室の指導終了及び継続希望について、三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱(平成24年教委告示第39号)第6条の規定に基づき、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱
(通級の終了)

第6条 在籍学校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、設置学校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなつたと判断するときは、教育委員会に対して通級指導終了書(様式第5号)とともに、保護者へ通級指導終了通知書(様式第6号)を提出するものとする。

報告事項(4)

【社会教育課】 令和4年3～4月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
3月 2日	水	16:00	郡体育協会理事会	中部総合事務所	
3月 4日	金	13:30	名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存管理計画策定委員会（第7回）	役場	
3月 5日	土	10:00	チラシの作り方研修会	役場	
3月 7日	月	13:30	中部消防局との文化財担当部局会議	北栄町	
3月 8日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
3月 9日	水	19:00	社会教育ミニ講演会	文化ホール	参加 22 人
3月15日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	中止
3月16日	水	15:30	コミュニティ・スクール準備委員会	役場	
3月17日	木	18:30	町体育協会役員会	役場	
3月19日	土	16:30	日本海新聞ふるさと大賞、三朝町顕彰、教育委員会表彰 表彰式	役場	
3月23日	水	19:00	町体育協会理事会	役場	
3月24日	木	16:00	町人推協役員会	役場	
3月27日	日	9:00	三朝町芸能文化祭、町民作品展	文化ホール	中止

4月 7日	水	15:30	郡体育協会理事会	北栄町	
4月 7日	木	19:00	町スポーツ少年団総会	役場	
4月 8日	金	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
4月 9日	土	9:00	町スポーツ少年団結団式	スポセン	
4月13日	水	19:00	町体育協会総会	役場	
4月15日	金	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
4月16日	土	9:00	青空体験塾（開塾式/運動会）	文化ホール	

(その他)

・名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存管理計画策定

西暦	月
2022	4

みささ図書館月間スケジュール 4月

	行 事	備 考
1日(金)		
2日(土)		
3日(日)		
4日(月)	休館日	
5日(火)	移動図書館	なの花
6日(水)	移動図書館	バイオリン美術館 片柴(三徳センター)
7日(木)	移動図書館	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
8日(金)		
9日(土)	みささ英語村	文化ホール
10日(日)		
11日(月)	休館日	
12日(火)		
13日(水)	移動図書館	(恋谷)三朝、相互貸借集配(県立図書館) いほ°ワール・西学童
14日(木)	移動図書館	大柿・加谷・曹源寺・竹田地区公 余戸・東小鹿・三朝・山田
15日(金)		
16日(土)		
17日(日)		
18日(月)	休館日	
19日(火)		
20日(水)	移動図書館	竹田保・上西谷・JA竹田 三朝中
21日(木)	移動図書館	こども園 温泉病院
22日(金)		
23日(土)	みささ英語村	文化ホール
24日(日)		
25日(月)	休館日	
26日(火)		
27日(水)	移動図書館	下西谷・田代・西学童、相互貸借集配(県立図書館)
28日(木)	休館日(図書整理日) 移動図書館	神倉
29日(金)	休館日(昭和の日)	
30日(土)		

≪4月の特集・イベント≫
自閉症啓発パネル展示(3/25~4/15)

≪3月の実績≫
オリンピック・パラリンピック関連本展示(2/2~3/15)、春らしい本の展示(3/13~3/24)、
東学童クラブお話し会と工作(3/25)、自閉症啓発パネル展示(3/25~4/15)

議案第9号

三朝町教育委員会公告式規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会公告式規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和4年3月29日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

【改正の理由】

三朝町公告式規則（平成20年三朝町規則第20号）では、町長の定める公表を要する規程以外の告示について、町長名を記入し町長印を押さなければならないと定めているが、本規則では教育委員会名を記入し、教育長が署名、押印するものとする定めていることから、対応を合わせるための改正を行う。

【改正の概要】

公表を要する規程以外の告示について、教育長の署名を不要とし、教育長名を記入して教育長印を押すこととする。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会規則第2号

三朝町教育委員会公告式規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

三朝町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会公告式規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める規程で公表を要するもの(以下「規則等」という。)<u>及び規則等以外の告示(以下「告示」という。)</u>の公告式を定めることを目的とする。</p> <p>(規則等の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育長が<u>署名する</u>ものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(規則等の施行)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(告示の公示)</u></p> <p>第4条 <u>告示を公示しようとするときは、前文、公示の年月日及び教育長名を記入し、教育長印を押すものとする。</u></p> <p><u>2 第2条第3項の規定は、告示にこれを準用する。</u></p> <p><u>(告示の施行)</u></p> <p>第5条 <u>告示は、当該告示に施行期日を定めるもののほか、その日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める規程で公表を要するもの(以下「規則等」という。)の公告式を定めることを目的とする。</p> <p>(規則等の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育長が<u>署名、押印する</u>ものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(規則等の施行)</p> <p>第3条 略</p>

<p>(準用) <u>第6条</u> 第2条第3項の規定は、規則等及び告示を除き、教育委員会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告に準用する。</p>	<p>(準用) <u>第4条</u> 第2条第3項の規定は、規則等を除き、教育委員会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告に準用する。</p>
---	---

附 則
この規則は、令和4年 月 日から施行する。

議案第 10 号

三朝町教育委員会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会会議規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

教育委員会会議をオンライン方式で開くことを可能とするため、該当する規程を定めるための改正を行う。

【改正の概要】

教育長が必要と認めたときは、オンライン方式による教育委員会会議を行うことができるものと定める。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会規則第3号

三朝町教育委員会会議規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

三朝町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会会議規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p><u>第3条の2 会議は、教育長が必要と認めたと</u> <u>きは、映像と音声の送受信により相手の状態</u> <u>を相互に認識しながら通話を行うことができ</u> <u>る方法により、行うことができる。</u></p>	<p>第3条 略</p>

附 則

この規則は、令和4年 月 日から施行する。

議案第 11 号

三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

次のとおり三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

三朝小学校では例年、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 47 条により生徒指導主任が任命されているが、本規則に明記されていないことから、生徒指導主事に関する条文に生徒指導主任を追加するための改正を行う。

【改正の概要】

生徒指導主事について定める第 27 条に、生徒指導主任を追加する。

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会規則第4号

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生徒指導主事等)</p> <p>第27条 <u>学校</u>に、生徒指導主事又は生徒指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2 生徒指導主事及び生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p> <p>3 生徒指導主事及び生徒指導主任は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>	<p>(生徒指導主事)</p> <p>第27条 <u>中学校</u>に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p> <p>3 生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 12 号

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の改正により、町民プール（三朝町大字本泉 510 番地）が社会教育施設から削除されたことに伴い、三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則（様式含む）からも同施設を規定から削除する必要があることから、本規則の改正を行う。

【改正の概要】

- （1） 町民プール（三朝町大字本泉 510 番地）を規定から削除する。
- （2） 1 の改正に伴い様式を変更するとともに、従来の規定に明記されていなかった体育施設使用承認書について様式も含めてあらためて規定する。
- （3） その他、必要な部分について用語等の整理を行う。

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会規則第5号

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則(昭和44年三朝町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

第1条 三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則(昭和44年三朝町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和44年三朝町条例第1号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、<u>条例第2条に規定する体育施設(以下「体育施設」という。)</u>の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第2条 <u>体育施設</u>を使用しようとする者は、<u>体育施設使用申請書(様式第1号)</u>を三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に<u>提出しなければならない</u>。</p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定により体育</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和44年三朝町条例第1号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、<u>町民プール、町民武道館、町営三朝球場、町営美の田テニス場、町営三朝テニス場、町営三朝陸上競技場、竹田地区町民体育館及び町営ゲートボール場・グラウンドゴルフ場</u>の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の手続き)</p> <p>第2条 <u>町民プール、町民武道館、町営三朝球場、町営美の田テニス場、町営三朝テニス場、町営三朝陸上競技場、竹田地区町民体育館及び町営ゲートボール場・グラウンドゴルフ場(以下「体育施設」という。)</u>を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、<u>社会体育施設使用申込書(様式第1号)</u>を三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に<u>提出し承認を得なければならない</u>。</p>

施設使用申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた者（以下「使用者」という。）に対して、体育施設使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第4条 条例第6条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- （1）東伯郡体育協会が郡民スポーツレクリエーション祭等のために使用するとき。
- （2）鳥取県体育協会が県民スポーツレクリエーション祭等のために使用するとき。
- （3）略

（特別の設備）

第5条 略

（管理人）

第6条 教育委員会は、体育施設の管理について、管理人を委嘱することができる。

2 略

（備付帳簿）

第7条 体育施設に備える帳簿は、次のとおりとする。

- （1）使用及び管理日誌（様式第3号）
- （2）・（3）略
- （4）体育施設使用受付簿
- （5）略

（報告）

第8条 管理人は、体育施設の管理運営中に突発的事故が生じたときは、直ちにそ

第4条 削除

（使用料の免除）

第5条 条例第5条第2項の規定により、使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- （1）東伯郡体育協会が郡民体育大会等のために使用するとき。
- （2）鳥取県体育協会が県民体育大会等のために使用するとき。
- （3）略

（特別の施設）

第6条 略

（管理人）

第7条 教育委員会は、体育施設の管理について、管理人を委嘱する。

2 略

（備え付け帳簿）

第8条 体育施設に備える帳簿は、次のとおりとする。

- （1）使用及び管理日誌（様式第2号）
- （2）・（3）略
- （4）社会体育施設使用申込簿
- （5）略

（報告）

第9条 管理人は、体育施設に又は体育施設の管理運営中に突発的事故が生じたと

<p>の状況を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 管理人は、各月の<u>体育施設使用状況等報告書（様式第4号）</u>を翌月15日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第9条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が<u>別に</u>定める。</p>	<p>きは、直ちにその状況を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 管理人は、各月の<u>社会体育施設使用状況等報告書（様式第3号）</u>を翌月15日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>
---	--

第2条 三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。
様式第1号を次のように改める。

体 育 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

三朝町教育委員会 様

申請者 住 所 _____
 団体名 _____
 氏 名 _____

つぎのとおり体育施設の使用を申請します。

使用 施設																		
使用 日時	年 月							曜日	使 用 時 間									
	1	2	3	4	5	6	7		時	分	～	時	分					
	8	9	10	11	12	13	14		時	分	～	時	分					
	15	16	17	18	19	20	21		時	分	～	時	分					
	22	23	24	25	26	27	28		時	分	～	時	分					
	29	30	31															
使用責任者	氏名				電話 — —													
使用目的	大会 ・ 練習 ・ その他（ ）																	
使用範囲	全面			半面			2階			・ 使用コート			面					
使用人数	町内			人			・ 町外			人			・ 計			人		
使用料	___面×使用料___円×___時間×___日 = ___円											使用料 合計 ___円						
	___面×使用料___円×___時間×___日 = ___円																	
	照明料___円×___ 枚 = ___円																	
備 考																		

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

- 体育施設を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる使用ではないこと。

注 意

- 1 該当する□に✓印を記入すること
- 2 上記の事項について、必要に応じ鳥取県倉吉警察署に照会することがある。

様式第2号を様式第3号とし、同様式を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

使用及び管理日誌

年 月 日 曜日 天候					
	当 日 の 使 用			管理業務 の 内 容	管理上特記 すべき事項
	使 用 者	時 間	状 況		
町民武道館		: ~ :			
		: ~ :			
町営三朝球場		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
町営美の田テニス場		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
多目的スポーツ 広場		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
町営三朝陸上競 技場		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
竹田地区町民体 育館		: ~ :			
		: ~ :			
町営ゲートボー ル場・グラウン ドゴルフ場		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

（表面）

体 育 施 設 使 用 承 認 書

年 月 日

三朝町教育委員会 様

申請者 住 所 _____
 団体名 _____
 氏 名 _____

次のとおり体育施設の使用を承認する。

使用施設																		
使用日時	年 月							曜日	使 用 時 間									
	1	2	3	4	5	6	7		時	分	～	時	分					
	8	9	10	11	12	13	14		時	分	～	時	分					
	15	16	17	18	19	20	21		時	分	～	時	分					
	22	23	24	25	26	27	28		時	分	～	時	分					
	29	30	31															
使用責任者	氏名						電話						-	-				
使用目的	大会 ・ 練習 ・ その他（ ）																	
使用範囲	全面			半面			2階			使用コート			面					
使用人数	町内				人				町外				人				計	人
使用料	___面×使用料___円×___時間×___日=___円												使用料 合計 ___円 上記金額を収納 しました					
	___面×使用料___円×___時間×___日=___円																	
	照明料___円×___ 枚= ___円																	
備 考																		

上記申請の体育施設使用の件は、使用上の注意（裏面）を厳守することを申し添え承認する。

三朝町教育委員会

(裏面)

使用上の注意

- 1 許可された使用目的以外に使用したり、使用の権利を他に転貸し、又は譲渡したりしないこと。
- 2 使用時間を厳守すること。
- 3 許可を受けた設備、器具以外は使用しないこと。
- 4 使用後は必ず、原状回復し、清掃を行うこと。
- 5 テニス場については、次の事項を厳守すること
 - ・使用したコート全面にブラシをかけること。
 - ・コートが傷んだ場合は、ローラ、トンボ等を使用し、整備すること。
 - ・使用したネットは必ず倉庫に返却すること。
- 6 野球場の整備は、必ずズックに履きかえてから行うこと。
- 7 建物、付属設備等を破損したり、器具等を亡失したりしたときは、速やかに申し出ること。(使用の状況によっては、弁償していただく場合があります。)
- 8 体育施設内は禁煙とし、タバコは絶対吸わないこと。
- 9 ゴミ、空き缶などは必ず持ち帰ること。
- 10 使用後の整備ができていない場合は、再整備をしてもらうことがある。
- 11 上記1～10の事項を守らなかった場合は、今後使用を承認しないことがある。
- 12 体育施設の使用については、ケガ・事故には十分注意をして使用すること。
- 13 災害等の不測の事態や町の事情などにより、やむを得ず承認を取り消す場合がある。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 13 号

三朝町共同学校事務室運営要綱の一部改正について

次のとおり三朝町共同学校事務室運営要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

本訓令の目的が明記されていないため、目的を追加するとともに、令和 4 年度から本格稼働する学校徴収金システムの取扱いの総括について、共同学校事務室長の専決事項とするため、当該部分を追加する。

【改正の概要】

第 2 条に目的を追加するとともに、室長の専決事項を記載する別表に学校徴収金システムの取扱いを追加する。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会訓令第1号

三朝町共同学校事務室運営要綱（令和2年三朝町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

三朝町共同学校事務室運営要綱の一部を改正する訓令

三朝町共同学校事務室運営要綱（令和2年三朝町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(目的)</u> 第2条 <u>共同学校事務室の目的は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 事務職員の専門性を生かし、学校運営全般に係る支援を行い、学校教育の充実を図ること。</u></p> <p><u>(2) 学校が直面する教育課題の複雑化・困難化に対応するために、管理職及び他の教職員との適切な業務分担を進め、学校事務の機能を強化すること。</u></p> <p><u>(3) 事務職員がより主体的、積極的に学校運営に参画するために、標準的職務の遂行を補完し、組織的に業務を行うことにより、学校規模による業務量の平準化並びに事務処理の効率化及び適正化を図ること。</u></p> <p><u>(4) 組織としての権限及び責任を明確にするとともに、単数配置の欠点を克服し、事務職員全体の能力向上を図ること。</u></p> <p><u>(5) 三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）との連携により、標準化したシステム構築を図ることで、より効果的な教育行政を推進すること。</u></p> <p><u>(6) 町立学校間連携の事務拠点として、連絡調整、情報発信、情報交換等の役割を担うこと。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p>

(室長等の職務)	(室長等の職務)
<u>第3条</u> 室長の職務は、次に掲げるとおりとする。	<u>第2条</u> 室長の職務は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>第7条</u> の規定により室長の専決事項とされた事務の決裁	(5) <u>第6条</u> の規定により室長の専決事項とされた事務の決裁
(6)～(10) 略	(6)～(10) 略
2 略	2 略
(三朝町共同学校事務室協議会の設置)	(三朝町共同学校事務室協議会の設置)
<u>第4条</u> 略	<u>第3条</u> 略
(運営)	(運営)
<u>第5条</u> 略	<u>第4条</u> 略
(業務)	(業務)
<u>第6条</u> 略	<u>第5条</u> 略
(専決事項)	(専決事項)
<u>第7条</u> 略	<u>第6条</u> 略
(本務及び兼務)	(本務及び兼務)
<u>第8条</u> 略	<u>第7条</u> 略
(サービス)	(サービス)
<u>第9条</u> 略	<u>第8条</u> 略
(雑則)	(雑則)
<u>第10条</u> 略	<u>第9条</u> 略
別表 (<u>第7条</u> 関係)	別表 (<u>第6条</u> 関係)
<u>1</u> <u>共同学校事務室における学校徴収金システムの取扱いの総括に関すること</u>	<u>1</u> 略
<u>2</u> 略	<u>2</u> 略
<u>3</u> 略	<u>3</u> 略
<u>4</u> 略	<u>4</u> 略
<u>5</u> 略	<u>5</u> 略
<u>6</u> 略	<u>5</u> 略

7 略

6 略

附 則

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

議案第 14 号

県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領の設定について

次のとおり県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【設定の理由】

鳥取県では、県費負担教職員の勤務時間の特例に関する要綱（平成 30 年 2 月 26 日付第 201700284962 号鳥取県教育委員会教育長通知）を定め、県費負担教職員が子の養育又は介護等を理由とする早出遅出勤務（特例勤務）を請求できることとしており、サービス監督権者である市町村教育委員会は、特例勤務の請求・承認等の手続き及び様式について定める必要があることから、本取扱要領を設定する。

【改正の概要】

県費負担教職員の特例勤務に係る請求・承認手続き、内容変更、承認の取消しについて定めるとともに、関係する様式を定める。

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日とし、請求は施行日前から行うことができるものとする。

県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領を次のように定める。

県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県費負担教職員の勤務時間の特例に関する要綱（平成30年2月26日付第201700284962号鳥取県教育委員会教育長通知。以下「要綱」という）に基づき、子の養育又は介護等を行う職員の仕事と家庭生活等との両立を図るため、県費負担教職員の子の養育又は介護等を理由とする早出遅出勤務（以下「特例勤務」という。）に係る勤務時間の割振りの実施に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(請求・承認等の手続き)

第2条 職員は、特例勤務の承認を受けようとするときは、承認を受けようとする期間の始まる日の2週間前（当該日が週休日等の場合は、直前の勤務日）までに、特例勤務請求書（様式第1号）により、校長に請求しなければならない。なお、子の養育の理由で請求する場合は、当該子の出生前においても請求することができるものとする。

2 校長は、特例勤務の請求を行った職員に対して、当該請求の内容を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して証明書等の書類の提出を求めることができるものとする。

3 校長は、請求の内容が学校の運営に支障を生じないと認めた場合には、特例勤務指定簿（様式第2号）に当該請求内容を記入して承認するとともに、当該請求のとおり勤務時間を割り振らなければならない。なお、学校の運営の支障の有無の判断に当たっては、当該請求をした職員の業務の内容、業務量等を総合して行うものとする。

4 校長は、当該特例勤務の内容を、必要に応じて所属の職員に周知するものとする。

5 校長は、当該特例勤務の承認を行った場合には、教育委員会に報告するものとする。

6 校長は、職員の服務監督、校内の連携及び業務執行体制の確保に努めるものとする。

(内容の変更の承認)

第3条 特例勤務をしている職員は、既に承認を受けている内容について変更する必要がある場合は、変更を希望する期間の始まる日の2週間前（当該日が週休日等の場合は、直前の勤務日）までに、特例勤務変更請求書（様式第3号）により、内容の変更を校長に請求することができるものとする。

2 校長は、当該特例勤務内容の変更の承認を行った場合には、教育委員会に報告するものとする。

(承認の取消し)

第4条 校長は、特例勤務をしている職員の業務を処理するための措置を引き続き講じることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、当該特例勤務の承認を取り消すことができる。

2 特例勤務をしている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、子の養育

又は介護の状況変更届（様式第4号）により遅滞なく校長に届け出なければならない。また、当該届出を受けた校長は、当該事由が発生した日をもって当該特例勤務の承認を取り消さなければならない。

- (1) 請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより、請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 請求に係る子が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）である場合において、当該子が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (4) 請求をした職員が請求に係る子と同居しなくなった（請求に係る期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれる）場合
 - (5) 請求に係る要介護者（要綱第2条第2号アからカまでに掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）が死亡した場合
 - (6) 請求に係る要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した場合（離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合）
 - (7) その他、対象職員（要綱第2条第1号及び第2号に規定する職員をいう。様式第4号において同じ。）に該当しなくなった場合
- 3 校長は、当該特例勤務の承認を取り消した場合には、教育委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。なお、請求は、施行日前から行うことができる。

特例勤務指定簿 (年度)

学校名	
-----	--

職	氏名	申請理由	期間	内容	勤務時間	校長承認印	備考
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		

(注) ① 備考欄には、特例勤務の内容が毎週又はその他の場合の具体的内容について記載すること。
 ② 該当する口には✓印を記入すること。

特例勤務変更請求書

年 月 日

立 学校長 様

請求者職氏名 □

下記のとおり特例勤務の内容の変更を請求します。

1 変更の内容	期 間	内 容	勤務時間
	年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> 毎 週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ()	始業 時 分 終業 時 分
	変更を必要とする理由		

(注) ① 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

② 「1」欄は、変更を希望する内容を記入すること。

③ 該当する□には✓印を記入すること。

子の養育又は介護の状況変更届

年 月 日

立 学校長 様

職氏名 □

次のとおり、特例勤務に係る（子の養育 要介護者の介護）の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 子の養育に係る状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
 - 離縁 養子縁組の取消 家事審判事件の終了
 - 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- 子と同居しなくなった
- その他対象職員に該当しないこととなった
(内容：)

(2) 要介護者の介護に係る状況の変更

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した
(消滅の理由：)
- その他対象職員に該当しないこととなった
(内容：)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) ① 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

② 該当する□には✓印を記入すること。

議案第 15 号

三朝町心の教室相談員の任命について

次のとおり三朝町心の教室相談員の任命について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- 1 氏 名 松浦 千津子（ まつうら ちづこ ）
- 2 任 期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町心の教室相談員設置規則
（任命）

第 3 条 相談員は、三朝町教育委員会が任命する。

議案第 16 号

三朝町社会教育委員の委嘱について

次のとおり三朝町社会教育委員の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○三朝町社会教育委員に関する条例（昭和 30 年 6 月 3 日条例第 15 号）

（組織）

第 2 条 委員の定数は、12 人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）学識経験者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

別紙（議案第 16 号関係）

1 三朝町社会教育委員名簿

区 分	氏 名	所属職名等	備 考
学校教育 関係者	藤原 彰二	三朝小学校長（学校教育関係者）	
	岡本 勇人	三朝中学校長（学校教育関係者）	
社会教育 関係者	布広 覚	鳥取県青少年育成推進指導員	6期目
	山本 聖子	三朝町陸上競技部部員	3期目
	小椋 千秋	NPO法人里山地域研究会会員	2期目
	清水 裕弘	三朝町スポーツ推進委員	新任
	山崎 一彰	地域協議会連絡会幹事	新任
	石田 梨香	賀茂地域協議会事務局	新任
	長安 晴美	スポーツ少年団育成者	新任
家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	重信 典章	三朝中学校PTA会長	
	岩佐 正巳	三朝西学童クラブ管理者	2期目
	谷本 寛幸	元東伯郡中学校PTA連合会会長	新任

2 任 期

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

3 その他

- (1) 学校長に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。
- (2) 中学校PTA会長に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

議案第 17 号

令和 4 年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり令和 4 年度小中学校校医等の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 令和 4 年度小中学校校医等の委嘱先

種 別	担 当	氏 名	医院等名称	所在地
校医	三朝小学校	松田 隆	まつだ小児科医院	倉吉市新町 3 丁目 1178-3
	三朝中学校	吉水 信明	吉水医院	三朝町本泉 419-1
歯科医	三朝小学校	小川 由	あけしま歯科医院	倉吉市幸町 507-20
	三朝中学校	伊達岡 陽一	ララ歯科クリニック	三朝町大瀬 1076-4
薬剤師	三朝小学校	杉谷 崇仁	みどり薬局	倉吉市東昭和町 33-1
	三朝中学校	江波 正英	すばる薬局	三朝町山田 677-5
校医（耳鼻科）	三朝小学校	橋本 好充	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
校医（眼科）	三朝小学校 三朝中学校	松井 寛	まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町 2-143

2 任 期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町立小・中学校管理規則
（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第 24 条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

議案第 18 号

令和 4 年度小中学校職員等の配置について

次のとおり令和 4 年度小中学校職員等の配置をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 19 号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 20 号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求め
る。

令和 4 年 3 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。